

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書の提出について

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名  
自民党市議団、公明党市議団、  
民進党市議団、日本維新の会市議団、  
京都党市議団、無所属(伏見)、無所属(豊田)、  
無所属(やまび)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、農林水産大臣 宛て

京都市会議長 名

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書

土地改良制度を巡る現状は、農地の所有者と経営の分離が進んでおり、現行制度では事業運営を十分に行えない状況になっている。このことから、組合員の減少に対応した組合員資格の拡大や、業務運営の適正化など、現行制度の見直しが求められている。

京都市においても、土地改良施設が治水等の都市機能の維持に果たす役割が高まる中、組合員の負担が増大している。

よって国におかれては、現在進められている「農業競争力強化プログラム」による調査・検討を踏まえ、下記の視点に立ち、土地改良法を改正し、必要な施策を推進することを強く求める。

記

- 1 所有者が中心の土地改良区における、所有者から耕作者への組合員の資格交替を促進すること。
- 2 複雑な組合員の資格交替手続を見直し、その円滑化を図ること。
- 3 土地改良区の運営には耕作者の意向を反映することが重要なことから、現行の理事要件を見直すこと。
- 4 組合員全員参加の総会に加えて、総代会を設置しやすくなるよう、土地改良区の組織決定機関を見直すこと。
- 5 その他、耕作者の意向を踏まえた農業用水の配分ルールの設定や、多面的機能支払の活動組織による施設管理への参加など、柔軟で持続的な仕組みに見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。